

別表（第3条、第4条関係）

	補助対象となる研修	補助対象経費	補助要件	
1	実務研修 【87時間】	研修受講料	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修修了後3月以内に、区内事業所において介護支援専門員として就労を開始しており、かつ、申請時において、当該就労の開始後3月間就労を継続し、区被保険者に対しケアマネジメントを行っていること。</li> <li>他の公的機関等から補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとしていないこと。</li> </ul>	
2	再研修 【54時間】	研修受講料		
3	更新研修（実務未経験者） 【54時間】	研修受講料		
4	更新研修（専門Ⅰ・Ⅱ相当） 【88時間】	研修受講料		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時において、研修を修了しており、区内事業所において、介護支援専門員等の実務に従事していること。</li> <li>申請日において、区被保険者のケアマネジメントを6月以上行っていること。</li> <li>他の公的機関等から補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとしていないこと。</li> </ul>
5	更新研修（専門Ⅱ相当） 【32時間】	研修受講料		
6	専門研修Ⅰ 【56時間】	研修受講料		
7	専門研修Ⅱ 【32時間】	研修受講料		
8	主任介護支援専門員研修 【70時間】	研修受講料		
9	主任介護支援専門員更新研修 【46時間】	研修受講料		